



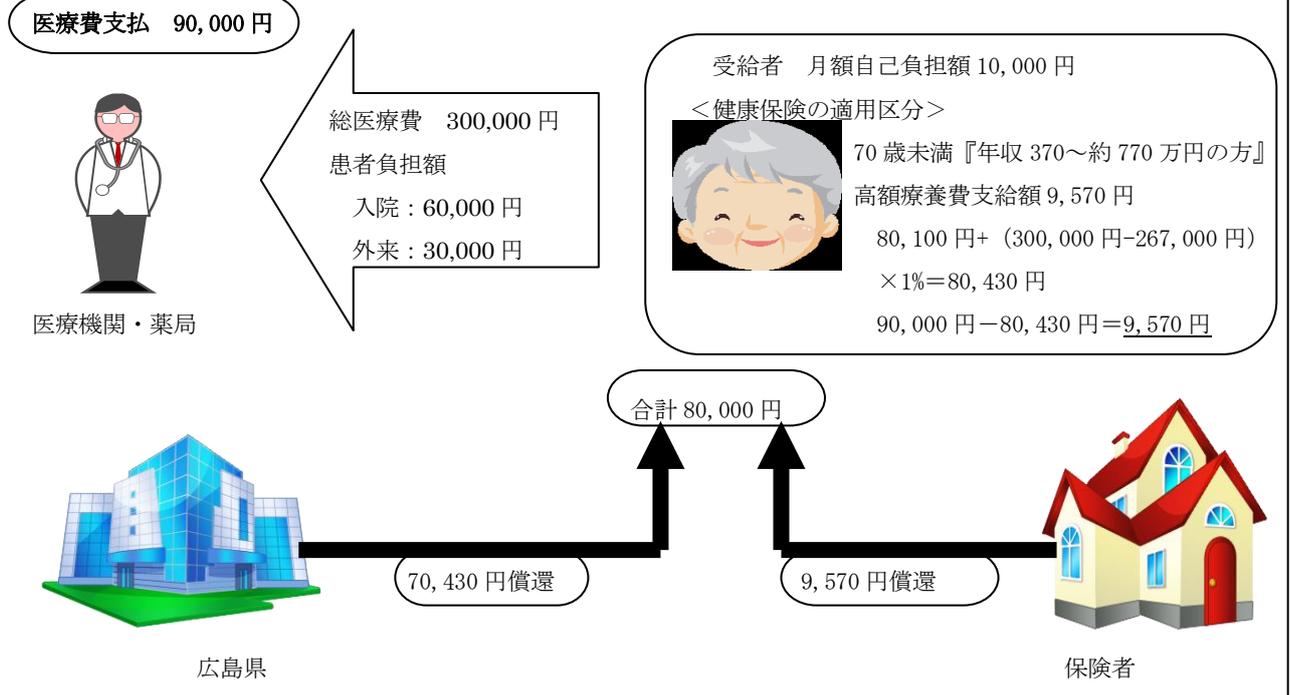
広島県肝炎治療費助成制度

肝炎治療医療費支給申請（償還払い）

医療費償還のしくみ

受給者証がお手元に届くまでの期間に支払ったインターフェロン治療やインターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療などの医療費は、償還払いの方法により限度額を超えた部分が払い戻されます。高額療養費が支給される場合は広島県からの償還額は、高額療養費の限度額までとなります。この場合、保険者に高額療養費の支給申請が必要です。

(償還の一例)



提出書類

- ア 肝炎治療医療費支給申請書
- イ 医療機関・薬局が発行した領収書の写し (支払ったものすべて提出)
- ウ 医療、調剤内容、保険点数等が記載された書類（コピー可、医療機関及び薬局ごとに分けてコピーしてください。）
- エ 肝炎治療費助成にかかる医療費（薬剤費）確認書（月ごと、医療機関・薬局ごとに分けて提出してください。）
- オ 高額療養費の適用となる場合は、支給決定額の分かる書類（支給決定通知書等）
- カ 振込み先金融機関の口座が分かる書類（預金通帳の写し等）

注意事項

- ア 入金まで4ヵ月以上かかります。
- イ 助成対象となっていない医療費等は除外して算定するため、申請時の額が変更となる場合があります。



高額療養費支給決定通知書の必要な方

1か月に支払った治療費が、次の「1 限度額について」に示す自己負担限度額を超えている場合、高額療養費を請求することができます。

高額療養費申請の際は、肝炎治療費の公費助成を受けることとなった旨を窓口に出してください。(肝炎治療受給者証を持参すること。)

1 限度額について

次の5つに区分されます。

- ① 年収約1,160万円～の方
- ② 年収約770～約1,160万円の方
- ③ 年収約370～約770万円の方
- ④ ～年収約370万円の方
- ⑤ 住民税非課税の方

被保険者の区分	自己負担限度額
① 年収約1,160万円～の方	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%
② 年収約770～約1,160万円の方	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%
③ 年収約370～約770万円の方	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
④ ～年収約370万円の方	57,600円 (定額)
⑤ 住民税非課税の方	35,400円 (定額)

※70歳以上(一般)の方は、外来のみの場合は、18,000円、入院を含む場合は57,600円です。

(平成30年8月現在)

2 対象医療費

- ① 対象となるのは「治療費」です。保険診療以外は対象になりません。(食事・差額ベット代など)
- ② 同じ月に入院と通院がある場合や複数の医療機関で受診している場合は、合算できるものとできないものがあります。

3 高額療養費の申請窓口

被保険者証発行の市町窓口、全国健康保険協会広島支部、健康保険組合等にお問い合わせください。